

第 2 期北海道青少年健全育成基本計画素案（検討最終案）の概要

第 1 章 基本事項（P 3～10）

1 計画策定の趣旨

- ・道では、北海道青少年健全育成条例に基づき、平成20年に概ね10年間を計画期間とする第1期計画を策定。
- ・社会情勢の変化等を踏まえつつ、5年間を計画期間として第2期計画を策定。

2 計画の位置付け

- ・北海道青少年健全育成条例に基づく「青少年の健全な育成に関する基本計画」
- ・「北海道総合計画」の特定分野別計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画
- ・持続可能な開発目標SDGsの達成に資する基本計画

○主な関連計画等

- ・北の大地☆子ども未来づくり北海道計画
- ・北海道雇用創出基本計画
- ・北海道子どもの貧困対策推進計画
- ・北海道総合教育大綱
- ・北海道障がい者基本計画
- ・北海道教育推進計画

3 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間

4 計画の対象となる「青少年」の範囲

- ・計画全体としては乳幼児期から思春期まで（0歳～18歳未満）
- ・40歳未満のポスト青年期までを対象とする施策も含む。

5 第1期計画の指標の達成状況

- ・第1期計画では25項目の指標に数値目標を設定
 <最終年における達成率> 100%以上：11項目 80%以上：10項目 80%未満：4項目

第 2 章 青少年を取り巻く環境の変化と課題（P 11～20）

1 青少年をめぐる社会環境の変化

少子化・核家族化／高度情報化／雇用情勢・所得格差／国際化／消費社会の変化

2 青少年を取り巻く課題

いじめ／不登校／自殺／子どもの貧困／児童虐待／福祉を害する犯罪／インターネットトラブル／新規学卒者等の早期離職／若年無業者・ひきこもり

第 3 章 青少年健全育成の基本的考え方（P 21～28）

1 基本理念（条例第2条）

青少年の健全育成は、①発達段階に応じた必要な配慮をもって ②社会全体で行われなければならない。

2 施策の基本方針（条例第8条）… 4項目

3 施策の体系

○計画のテーマ：「青少年が健やかに成長し、自立できる社会を目指して」

①施策の目標（7項目）

→②施策の目標に向けた主な取組（23項目）

→③発達段階に応じた取組（47項目：乳幼児期6、学童期18、思春期19、青年期・ポスト青年期4）

4 主な指標についての数値目標

- ・主要指標 … 施策の検証を容易にするため数値目標を設定 (29項目)
- ・参考指標 … 施策の推進状況を把握するため参考となる指標 (9項目)

第4章 推進体制 (P29~30)

- 1 庁内における推進体制
- 2 北海道青少年健全育成審議会における調査審議
- 3 国・市町村との連携
- 4 青少年関係団体との連携
- 5 関係業界との連携
- 6 地域における連携
- 7 施策の推進状況等の進行管理

第5章 発達段階に応じた主な取組 (P31~51)

※ ◎ : 「施策の目標」 ○ : 「施策の目標に向けた主な取組」

1 乳幼児期 (0~5歳)

◎安心して子どもを育てられる環境づくり	○子育て支援の充実
◎豊かな心と健やかな体の育成	○家族のふれあい時間の増進 ○基本的な生活習慣の習得
◎困難を有する子どもを支援する環境づくり	○障がい等のある子どもへの支援 ○児童虐待の予防と早期発見 ○ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援

2 学童期 (6~12歳)

◎安心して子どもを育てられる環境づくり	○子どもの育成に関わる人材の確保・育成
◎豊かな心と健やかな体の育成	○家族のふれあい時間の増進 ○基本的な生活習慣の習得 ○地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成 ○生きる力を育む活動の充実
◎困難を有する子どもを支援する環境づくり	○障がい等のある子どもへの支援 ○児童虐待の予防と早期発見 ○いじめ対策の推進 ○不登校、ひきこもり等の対策の推進 ○ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援
◎社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成	○多様な体験機会の提供 ○国際交流活動の推進 ○キャリア教育の推進
◎青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり	○社会環境の整備 ○非行防止対策の推進
◎青少年を犯罪被害から守る環境づくり	○福祉を害する犯罪への対策 ○情報化社会への対策 ○安全安心の確保のための取組の推進

3 思春期 (13~17歳)

◎安心して子どもを育てられる環境づくり	○子どもの育成に関わる人材の確保・育成
◎豊かな心と健やかな体の育成	○家族のふれあい時間の増進 ○基本的な生活習慣の習得 ○地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成 ○生きる力を育む活動の充実

◎困難を有する子どもを支援する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい等のある子どもへの支援 ○児童虐待の予防と早期発見 ○いじめ対策の推進 ○不登校、ひきこもり等の対策の推進 ○ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援
◎社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な体験機会の提供 ○国際交流活動の推進 ○キャリア教育の推進
◎青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○社会環境の整備 ○非行防止対策の推進 ○犯罪からの立ち直り支援の充実
◎青少年を犯罪被害から守る環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉を害する犯罪への対策 ○情報化社会への対策 ○安全安心の確保のための取組の推進

4 青年期・ポスト青年期（18～39歳）

◎社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成	○若者の就業支援の推進
◎困難を有する若者を支援する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進 ○障がいのある若者への支援の充実
◎青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり	○犯罪からの立ち直り支援の充実

○ 基本計画素案の検討経過

- ・ 令和元年8月9日 令和元年度第1回審議会（第2期基本計画について知事から諮問）
- ・ 8月29日 " 第2回審議会（素案（検討案）について審議）
- ・ 9月27日 第2回審議会での意見を踏まえた素案（検討案②）について意見照会
- ・ 10月18日 令和元年度第3回審議会（素案（検討最終案）について審議）

○ 今後のスケジュール

- ・ 令和元年10月下旬 第2期基本計画素案について審議会から知事に答申
- ・ 11月下旬 計画素案について北海道議会環境生活委員会に報告
- ・ 11月下旬～12月下旬 計画素案パブリックコメント実施
- ・ 令和2年1月 計画素案パブリックコメント結果取りまとめ
- ・ 1月下旬～2月上旬 令和元年度第4回審議会（パブリックコメントの結果報告）
- ・ 2月下旬 計画案について北海道議会環境生活委員会に報告
- ・ 3月 第2期基本計画策定